

保護林制度の概要

「保護林の再編・拡充について」(平成元年4月11日付け元林野経第25号林野庁長官通達。最終改正;平成22年4月15日付け21林国経第56号)

種類	目的	設定の基準	森林施業
森林生態系 保護地域	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保存、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>我が国の主要な森林帯を代表する原生的な天然林の区域であって、原則として1000ha以上の規模を有すること。</p> <p>その地域でしか見られない特徴を持つ希少な原生的な天然林の区域であって、原則として500ha以上の規模を有すること。</p> <p>・原生的な天然林とは、次の区域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 伐採が行われた記録のない区域。 - 択伐が行われた記録がある区域であって、伐採が行われた記録のない近傍の区域と同様の森林の状況を呈している区域。 <p>・森林生態系保護地域は保存地区と保全利用地区の2地区に区分し、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図る。 - 保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように、緩衝の役割を果たす。 	<p>・保存地区 原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる。</p> <p>・保全利用地区 保全利用地区の森林は原則として保存地区と同質の天然林とし、木材生産を目的とする森林施業は行わない。ただし、人工林を含める場合、複層林施業等を行うことができるものとするが、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱う。</p>
森林生物遺 伝資源保存 林	森林と一体となって森林生態系を構成する生物の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存する。	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>我が国の森林生態系の類型を代表し、自然状態が十分保存された天然林を主体とする森林であって、原則として1000ha以上の規模を有すること。</p> <p>その地域でしか見られない特徴を持つなど地域の森林生態系の類型を代表し、自然状態が十分保存された天然林を主体とする森林であって、原則として500ha以上の規模を有すること。</p>	<p>原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる。ただし、保存を図る生物遺伝資源の安定的かつ恒久的な保存を図るために必要な場合、森林管理局長の定めにより必要な森林施業を行うことができる。</p>

種 類	目 的	設定の基準	森林施業
<p>林木遺伝資源保存林</p>	<p>主として林木の遺伝資源を対象として、森林生態系内に広範に保存する。</p>	<p>次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>主要林業樹種及び希少樹種等(以下「保存対象樹種」という。)の安定的かつ恒久的な保存を図るため、林木遺伝資源保存林1箇所当たり、保存対象樹種ごとに、原則として繁殖力の旺盛な個体を集団的に100本程度以上含むこと。</p> <p>ただし、次に掲げるものについてはこの限りでないが、基準に最も近い個体数及び生立状態のものを確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 樹種特性上群生しにくい樹種。 - 樹種特性上は群生する樹種であっても、分布限界地等に位置するため基準に達する林分がないもの。 <p>原則として天然林とすること。</p>	<p>森林施業については、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な保存を図ることを目的に行うこととし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新は原則として天然更新による。 ・伐採は原則として枯損木及び被害木の除去を中心とした弱度の択伐とする。また、特定の樹種・形質に偏った伐採は行わない。
<p>植物群落保護林</p>	<p>我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>希少化している植物群落が存する地域。</p> <p>全国的には比較的一般的な植物群落であるが、分布限界等に位置する植物群落が存する地域。</p> <p>湿地、高山帯等、特殊な立地条件の下に成立している植物群落が存する地域。</p> <p>歴史的、学術的に価値の高いものとして伝承されてきた巨木等が存する地域。</p> <p>その他保護が必要と認められる植物群落及び個体が存する地域。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・極盛相にある植物群落等を対象とするものについては、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねた保護及び管理を行う。 ・遷移の途中相にある植物群落等を対象とするものについては、その現状の維持に必要な森林施業を行うことができる。

種 類	目 的	設定の基準	森林施業
特定動物生息地保護林	特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	次の各号のいずれかに該当すること。 希少化している動物の繁殖地又は生息地。 他に見られない集団的な動物の繁殖地又は生息地。 その他保護が必要と認められる動物の繁殖地又は生息地。	繁殖又は生息する動物の生態特性を踏まえた保護及び管理を行うこととし、このために必要な森林施業又は行為を行うことができる。
特定地理等保護林	我が国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。	特異な地形、地質等を有すること。	地形、地質等の特性を踏まえ、原則として森林施業は行わない。
郷土の森	地域における象徴としての意義を有する等により、森林の現状の維持について地元市町村の強い要請がある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。	次に掲げる基準を満たすこと。 木材産業、農林業等地域の産業との調整が図られていること。 郷土の森保存協定が締結され、国有林野の管理経営上支障がないこと。	自然の推移に委ねる管理又は現状の維持に必要な森林施業を行うことを基本とし、森林管理局長と地元市町村長とが協議して定めた計画に基づき実施する。